

## 職員共済組合移転後の組合員証(被扶養者証)の取り扱いについて

日ごろから職員共済組合の事業に御協力いただきありがとうございます。

職員共済組合は、令和2年6月1日に執務室を移転しました。それに伴い、6月1日以降に交付する組合員証(被扶養者証)に記載されている「発行機関所在地」が変更になります。交付日別の取り扱いは下記の通りです。

- 1 令和2年5月31日以前に交付した組合員証(被扶養者証)について  
発行機関所在地は「横浜市中区港町1丁目1番地」となります。  
発行機関所在地は交付日時点のものを記載していますが、引き続き、医療機関で使用可能です。
- 2 令和2年6月1日以降に交付した組合員証(被扶養者証)について  
発行機関所在地は「横浜市中区本町6丁目50番地1」となります。
- 3 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証について  
限度額適用認定証、特定疾病療養受療証についても、組合員証と同様の取り扱いになります。

担当：横浜市職員共済組合 医療福祉課

TEL:045-671-3402